

お知らせ

佐波川の安全な水を守るため、 水質汚濁事故対策訓練を実施します

佐波川やその周辺において、油類や有害な化学物質等が流出する事故(水質汚濁事故)が発生した場合に備え、『水質汚濁事故対策訓練』を実施します。

訓練には、佐波川水系水質保全連絡協議会の各機関(国土交通省、県、市、上下水道事業者、警察、消防、西日本高速道路(株))の職員(約50名)が参加予定です。

日時:平成26年10月23日(木) 14:00~16:00

場所:防府市古祖原地先^{こそばら}(国土交通省 佐波川出張所前の河川敷)
【別紙の会場案内図参照】

訓練内容: ①ロープワーク (14:25~15:15を予定します。)

(オイルフェンス端部のロープを杭に結びつける(固定する)訓練を行います。)

②採水及び水質簡易分析訓練 (14:25~15:15を予定します。)

③オイルフェンス設置訓練 (15:15~15:50を予定します。)

主催:佐波川水系水質保全連絡協議会
(事務局:国土交通省山口河川国道事務所)

※雨天の場合、もしくは佐波川の水位が高い場合は中止します。(当日朝10:00頃に判断します。)

※取材については、全時間可能です。

問い合わせ先

○国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所
副所長 友澤 晋一 (内線204)
(担当)河川管理課長 阪木 浩二 (内線331)

電話番号 (0835) 22-1785 (代表)
FAX (0835) 22-6705

広報担当

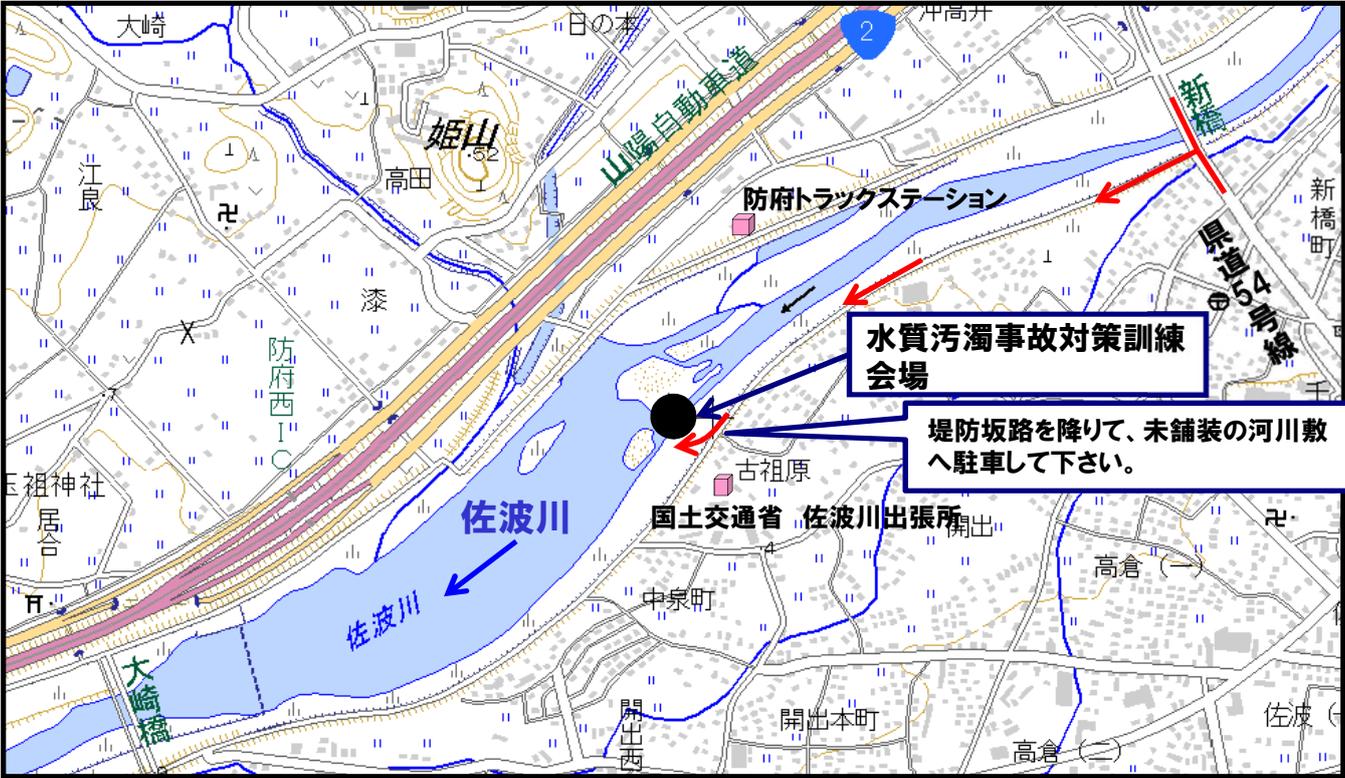
計画課長 藤原 功 (内線261)

水質汚濁事故対策訓練の会場(10/23)

至
山口市

会場案内図

● = 会場



H25年度 水質汚濁事故対策訓練 状況

オイルフェンス設置訓練



水質簡易分析訓練



【参考】

佐波川水系水質保全連絡協議会規約

（名称）

第 1 条 本会は、佐波川水系水質保全連絡協議会（以下「協議会」という）と称する。

（目的）

第 2 条 一級河川佐波川水系における公共用水域の水質保全を図るため、事故の未然防止対策、汚染物質の河川流出等による事故処理対策等について、関係機関が相互に協議・連絡を行うことにより、流水の正常な機能の維持を図ることを目的とする。

（協議事項）

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事項を所掌する。

- (1) 緊急時の情報連絡及び事故処理等を円滑にするための調整に関すること。
- (2) 水質監視体制に関する連絡、調整に関すること。
- (3) 水質汚濁に関する資料及び情報の交換に関すること。
- (4) 水質調査に関する資料及び情報の交換に関すること。
- (5) その他水質保全対策の推進に必要な事項に関すること。

（組織）

第 4 条 協議会は、別表第 1 に掲げる関係行政機関によって組織し、委員は別表第 1 のとおりとする。

- 2 協議会に、会長 1 名・副会長 1 名を置き、会長は国土交通省山口河川国道事務所長、副会長は国土交通省山口河川国道事務所副所長（技）をもってあてる。

（会議運営）

第 5 条 会長は、協議会を代表し会務を掌理する。

- 2 副会長は、会長を助け会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 協議会は、毎年一回定例会議を開催するほか、必要に応じて会長が招集する。
- 4 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 5 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 6 協議会は、必要に応じて学識経験者の出席を求め、指導、助言を得ることができるものとする。

（幹事会）

第 6 条 協議会に幹事会を設け、幹事長は、国土交通省山口河川国道事務所副所長（技）とし、幹事会を代表し会務を掌理する。

幹事は、別表第2のとおりとする。

- 2 幹事会は、協議会に提案する事項の調整、協議会から付託された事項の執行を処理し、必要に応じて幹事長が招集する。
- 3 幹事会は、付託された事項の成果を協議会に報告する。
- 4 幹事会は、必要に応じ事案に関係のある幹事の出席により開くことができる。
- 5 幹事会に代表幹事会を設け協議会に提案する事項の調整を行う。
- 6 代表幹事は、幹事長が指名した幹事で構成するものとする。
- 7 代表幹事会は、毎年定例会前及び幹事長が必要と認めた場合に開催する。

(事務局)

第7条 協議会の事務を行うため、事務局を国土交通省山口河川国道事務所河川管理課におく。

(規約の改正)

第8条 この規約を改正する必要があると認めるときは、協議会において改正するものとする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会にはかって定める。

附 則

この規約は、平成 元年 11 月 22 日から施行する。

この規約は、平成 2 年 12 月 18 日から施行する。

この規約は、平成 4 年 9 月 24 日から施行する。

この規約は、平成 8 年 5 月 31 日から施行する。

この規約は、平成 11 年 6 月 30 日から施行する。

この規約は、平成 15 年 8 月 7 日から施行する。

この規約は、平成 19 年 2 月 2 日から施行する。

この規約は、平成 19 年 8 月 22 日から施行する。

(別表2)

平成26年6月

佐波川水系水質保全連絡協議会幹事名簿

○は代表幹事

所属	部局名	幹事	住所・電話
国土交通省 中国地方整備局	山口河川国道事務所	副所長(河川)	〒747-8585 防府市国衛1-10-20 0835-22-1785(代表)
		河川管理課長	〒747-8585 防府市国衛1-10-20 0835-22-1890(課直通)
山口県	環境生活部	環境政策課主幹 (水環境班)	〒753-8501 山口市滝町1-1 083-933-3038
	農林水産部	農村整備課主幹 (計画調整班)	〒753-8501 山口市滝町1-1 083-933-3423
	土木建築部	都市計画課主幹 (下水道班)	〒753-8501 山口市滝町1-1 083-933-3740
		河川課主査 (水政班)	〒753-8501 山口市滝町1-1 083-933-3770
	○周南土木建築事務所	維持管理課長	〒745-0004 周南市毛利町2-38 0834-33-6473
	○防府土木建築事務所	維持管理課 第1課長	〒747-0801 防府市駅南町13-40 0835-22-3486
	○防府土木建築事務所 山口支所	維持管理課 第2課長	〒753-0064 山口市神田町6-10 083-922-1070
	佐波川ダム 管理所	所長	〒747-0401 山口市徳地野谷620 0835-56-0020
	○周南健康 福祉センター	生活環境課長	〒745-0004 周南市毛利町2-38 0834-33-6428
	○山口健康福祉 センター	生活環境課長	〒753-8588 山口市吉敷下東3-1-1 083-934-2536
	警察本部交通部 高速道路交通警察隊	副隊長	〒754-0001 山口市小郡上郷1221 083-972-5199
	周南警察署	生活安全課長	〒745-0851 周南市徳山5632-4 0834-21-0110
	防府警察署	生活安全課長	〒747-0801 防府市駅南町7-22 0835-25-0110
	山口警察署	生活安全課長	〒753-0079 山口市糸米1丁目4-42 083-924-0110
山口市	徳地総合支所	総務課長	〒747-0292 山口市徳地堀1744 0835-52-1111
	環境部	環境衛生課長	〒753-0214 山口市大内御堀496 083-941-2176
	消防本部	警防課長	〒753-0089 山口市亀山町2-1 083-932-2602
防府市	土木都市建設部	河川港湾課長	〒747-8501 防府市寿町7-1 0835-25-2179
	消防本部	警防課長	〒747-0044 防府市佐波2-11-25 0835-24-0119
	上下水道局	中央管理室長	〒747-0841 防府市仁井令町13-1 0835-23-2549
周南市	上下水道局 (徳山東部浄化センター)	下水道施設課長	〒745-0814 周南市鼓海3-118-22 0834-26-1517
	建設部	河川港湾課長	〒746-8701 周南市富田1-1-1 0834-61-4419
	周南市鹿野総合支所	産業土木課長	〒745-0302 周南市大字鹿野上3277 0834-68-2334
	消防本部	警防課長	〒745-0056 周南市新宿通5-1-3 0834-22-8760
	上下水道局	浄水課長	〒745-0844 周南市速玉町3-15 0834-22-8607
西日本高速道路株式会社	山口高速道路事務所	管理第二課長	〒754-0001 山口市小郡上郷字二又川東1221 083-972-5091
	周南高速道路事務所	管理課長	〒745-0801 周南市大字久米字東秋本2803-1 0834-33-9741
事務局	国土交通省 山口河川国道事務所	河川管理課	〒747-8585 防府市国衛1-10-20 0835-22-1785(代表) 0835-22-1890(課直通)